百七	ヘキソキシアミノチオ安息香酸ジエチルアミノエチル又はその塩類を含有する製剤であつて、ヘキソキシアミノチオ安息香酸ジエチルアミノエチルとして〇・一％以下を含有するもの。ただし、膏剤を除く。
百七の二	ペグアスパルガーゼ及びその製剤
百七の三	（略）
百七の四～百七の十一	（略）
百八～百三十四の八	（略）
百三十四の九	リトレシチニブ、その塩類及びそれらの製剤
百三十四の十	（略）
百三十四の十一	（略）
百三十四の十二	（略）
百三十五～百三十七	（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品	
一～百七十三	（略）
百七十四	（略）
百七十五	フチバチニブ及びその製剤
百七十六	（略）
百七十七～百八十五	（略）
百八十六	（略）

百七	ヘキソキシアミノチオ安息香酸ジエチルアミノエチル又はその塩類を含有する製剤であつてヘキソキシアミノチオ安息香酸ジエチルアミノエチルとして〇・一％以下を含有するもの。ただし、膏剤を除く。
（新設）	
百七の二	ペグインターフェロン　アルファ－二ａ及びその製剤
百七の三～百七の十	（略）
百八～百三十四の八	（略）
百三十四の九	リサンキズマブ及びその製剤
（新設）	
百三十四の十	リン酸（二・五－ジオキソ－四・四－ジフエニルイミダゾリジン－一－イル）メチルエステル（別名ホスフエニトイン）、その塩類及びそれらの製剤
百三十四の十一	（略）
百三十五～百三十七	（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品	
一～百七十三	（略）
百七十四	ビンブラスチン、その塩類及びそれらの製剤
（新設）	
百七十五	一－（五－ｔｅｒｔ－ブチル－一・二－オキサゾール－三－イル）－三－（四－［七－［二－（モルホリン－四－イル）エトキシ］イミダゾ［二・一－ｂ］［一・三］ベンゾチアゾール－二－イル）フエニル）尿素（別名キザルチニブ）、その塩類及びそれらの製剤
百七十六～百八十四	（略）
百八十五	一－ヘキシルカルバモイル－五－フルオロウラシル（別名カルモフール）及びその製剤
百八十六	ペグアスパルガーゼ及びその製剤
百八十八	（略）
百八十九～二百二十三	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十八号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第十九条第一項の規定に基づき、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月二十六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （漁業離職者に係る職業転換給付金の支給に関する暫定措置） **第二条**　就職促進手当、訓練手当、求職活動支援費、移転費、職場適応訓練費、就業支度金及び特定求職者雇用開発助成金は、第一条の四第一項、第二条第二項から第五項まで、第三条第二項及び第六項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項、第六条第一項並びに第六条の二第一項の規定に該当する者のほか、次の各号に定める者に対して、支給するものとする。 一　就職促進手当は、漁業離職者（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第十二条に規定する者のうち、船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定める政令第二号の漁船の範囲を定める省令（令和二年国土交通省令第九十五号）第一条第一項第一号に掲げる沖合底びき網漁業のうち、北緯四十三度の線以北、東経百三十九度の線以東の太平洋の海域を操業区域とするもの、同項第二号に掲げる以西底びき網漁業、同項第四号に掲げる大中	**附　則** （漁業離職者に係る職業転換給付金の支給に関する暫定措置） **第二条**　就職促進手当、訓練手当、求職活動支援費、移転費、職場適応訓練費、就業支度金及び特定求職者雇用開発助成金は、第一条の四第一項、第二条第二項から第五項まで、第三条第二項及び第六項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項、第六条第一項並びに第六条の二第一項の規定に該当する者のほか、次の各号に定める者に対して、支給するものとする。 一　就職促進手当は、漁業離職者（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第十二条に規定する者のうち、船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定める政令第二号の漁船の範囲を定める省令（令和二年国土交通省令第九十五号）第一条第一項第一号に掲げる沖合底びき網漁業のうち、北緯四十三度の線以北、東経百三十九度の線以東の太平洋の海域を操業区域とするもの、同項第二号に掲げる以西底びき網漁業、同項第四号に掲げる大中